

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------|
| 12 | 母子保健等に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、母子保健等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 母子保健等に関する事務 |
| ②事務の概要 | 母子保健法に基づく、妊娠届(マイナポータル「ピタリサービス」でのサービス検索・電子申請機能を含む)及び母子健康手帳の交付、保健指導、妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施及び管理、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付または養育費用の支給及び徴収に関する事務 |
| ③システムの名称 | ①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②番号連携サーバー(団体内統合宛名) ③サービス検索・電子申請機能 ④中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 妊娠届ファイル、保健指導票申請ファイル、未熟児養育医療申請書、乳幼児健診受診ファイル(総合保健福祉システム) | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表70 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供・照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表70 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95、96 第97条 第98条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部 健康推進課、健康部 長崎健康相談所 |
| ②所属長の役職名 | 健康推進課長、長崎健康相談所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所内 健康部 健康推進課 管理・事業グループ TEL03-3987-4173 〒171-0051 東京都豊島区長崎3-6-24 健康部 長崎健康相談所 管理・事業グループ TEL03-3957-1191 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|--|--|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日 デジタル庁)に従い、次の留意事項等を遵守しているため、リスク対策は十分であると考えられる。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
|---|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
| 判断の根拠 | <p>申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、アクセス可能な職員を生体認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに登録することでアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがない事</p> |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------------|--|---|------|------------|
| 平成28年5月18日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康推進課長 尾本由美子、長崎健康相談所長 原田美江子 | 健康推進課長 石丸雄二、長崎健康相談所長 荒井和子 | 事後 | 人事異動による |
| 平成28年5月18日 | I 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 | 政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 | 政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 | 事後 | 組織改正による |
| 平成28年5月18日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課健康係 Tel.03-3987-4172 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 事後 | 組織改正による |
| 平成28年5月18日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 平成27年3月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成28年5月18日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 平成27年3月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項、別表第一 第49項 | 番号法第9条第1項、別表第一 第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | 未定 | 実施する | 事後 | |
| 平成28年11月18日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連 | | 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項別表第二 26、56-2、87 | 事後 | |
| 平成29年4月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 母子保健法に基づく、保健指導、妊娠届及び母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施及び管理、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付または養育費用の支給及び徴収に関する事務 | 母子保健法に基づく、保健指導、妊娠届(マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能を含む)及び母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施及び管理、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付または養育費用の支給及び徴収に関する事務 | 事前 | |
| 平成29年4月17日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | ①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) | ①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成29年4月17日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 母子カードファイル(総合保健福祉システム)、未熟児養育医療申請書ファイル(総合保健福祉システム) | 妊娠届ファイル、保健指導票申請ファイル | 事後 | |
| 平成29年4月17日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年4月17日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | ①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③サービス検索・電子申請機能 | ①総合保健福祉システム(健康管理・高齢障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 妊娠届ファイル、保健指導票申請ファイル | 妊娠届ファイル、保健指導票申請ファイル、未熟児養育医療申請書(総合保健福祉システム) | 事後 | |
| 平成30年7月3日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 健康推進課長 石丸雄二、長崎健康相談所長 荒井和子 | 健康推進課長、長崎健康相談所長 | 事後 | 評価書様式変更による |
| 平成30年7月3日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 事後 | 一部移転による |
| 平成30年7月3日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成30年7月3日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年1月7日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和元年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年1月7日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 平成31年4月1日 時点 | 令和元年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年1月7日 | II しいき値判断項目 3 重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | |
| 令和2年1月7日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 事後 | 一部移転による |
| 令和2年1月7日 | IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | |
| 令和2年11月4日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 令和元年9月1日 時点 | 令和2年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年11月4日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 令和元年9月1日 時点 | 令和2年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年11月4日 | II しいき値判断項目 3 重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | |
| 令和2年11月4日 | IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書 | 事後 | |
| 令和3年9月17日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月17日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月17日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項別表第二 26、56-2、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8項別表第二 26、56-2、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 | 事後 | |
| 令和4年8月17日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年8月17日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | II しいき値判断項目 1 対象人数 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | II しいき値判断項目 2 取扱者項目 | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 母子保健法に基づく、保健指導、妊娠届(マイナポータルでのサービス検索・電子申請機能を含む)及び母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施及び管理、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付または養育費用の支給及び徴収に関する事務 | 母子保健法に基づく、妊娠届(マイナポータル「ピタリサービス」でのサービス検索・電子申請機能を含む)及び母子健康手帳の交付、保健指導、妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施及び管理、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦訪問指導、低体重児の届出、養育医療の給付または養育費用の支給及び徴収に関する事務 | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条 | 番号法第9条第1項、別表第一 第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和6年8月30日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 26、56-2、69-2、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び | 【情報提供・照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表70 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第40条 | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署①部署 | 池袋保健所 健康推進課、 池袋保健所 長崎健康相談所 | 健康部 健康推進課、健康部 長崎健康相談所 | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 健康推進課管理・事業グループ TEL03-3987-4173 | 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所内 健康部 健康推進課 管理・事業グループ | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | II ときい値判断項目 1対象人数 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年8月30日 | II ときい値判断項目 2取扱者項目 | 令和5年4月1日 時点 | 令和6年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月6日 | II ときい値判断項目 1対象人数 | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和8年3月6日 | II ときい値判断項目 2取扱者項目 | 令和6年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |